令和７年10月30日時点

史跡甲斐国分寺跡整備基本計画

素案

令和７年１０月

笛吹市教育委員会

目次

第１章　計画策定の経緯と目的 …… 1

第１節　計画策定の経緯 …… 1
第２節　計画の目的 …… 2
第３節　委員会の設置 …… 3
第４節　関連計画との関係 …… 6
第５節　計画の実施及び見直し …… 9

第２章　計画地の現状 …… 10

第１節　自然的環境 …… 10
第２節　歴史的環境 …… 15
第３節　社会的環境 …… 21

第３章　史跡等の概要及び現状と課題 …… 31

第１節　指定の状況 …… 31
第２節　史跡の概要 …… 31
第３節　史跡の公開活用のための諸条件の把握 …… 35
第４節　現状と課題 …… 39

第４章　整備基本方針 …… 46

第１節　基本理念 …… 46
第２節　基本方針 …… 47

第５章　整備基本計画…… 48

第１節　全体計画及び地区区分（ゾーニング）計画 …… 48
第２節　遺構保存に関する計画 …… 52
第３節　遺構の修復に関する計画 …… 64
第４節　動線に関する計画 …… 66
第５節　地形造成に関する計画 …… 71
第６節　遺構表現に関する計画 …… 73
第７節　修景及び植栽に関する計画 …… 81
第８節　案内・解説施設に関する計画 …… 88
第９節　管理施設及び便益施設に関する計画 …… 100
第10節　公開・活用及びそのための施設に関する計画…… 107
第11節　周辺地域の環境保全に関する計画…… 109
第12節　地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画 … 110
第13節　整備事業に必要となる調査等に関する計画…… 113
第14節　公開・活用に関する計画…… 114
第15節　管理・運営に関する計画…… 116

第６章　事業計画…… 118

第１節　事業計画 …… 118
第２節　完成予想図 …… 121

資料編…… 123

第１章　計画策定の経緯と目的

第１節　計画策定の経緯

甲斐国分寺跡は、大正8（1919）年４月に史蹟名勝天然記念物法が公布された3年後の大正 11（1922）年 10 月 12 日付け内務省告示第 270 号で、平城京阯などともに「甲斐國分寺阯」として史跡指定され、昭和 25（1950）年５月 30 日に、文化財保護法が施行されたのにしたがい「甲斐国分寺跡」に移行した。指定区域は、東西約 220 m、南北約 240 mの広範囲にわたり、指定面積は、昭和 57（1982）年度までに行われた国土調査によると、46,288.50 ㎡である。

甲斐国分寺跡には、現在の国分寺（臨済宗護國山國分寺）が平成 19（2007）年３月の移転完了まで長らく法灯を受け継ぎ存在しており、歴代の住職や檀家、史跡指定地内の地権者はもちろん、周辺住民の理解と協力により史跡は保護されてきた。史跡の保存活用に資するよう、昭和 59（1984）年３月に地域住民の生活との調和のとれた貴重な史料として、また尊い文化遺産として伝承するために『史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡保存管理計画書』（以下「保存管理計画」という）を策定し、甲斐国分尼寺跡と併せて史跡の保存を図ってきた。同時に寺域の範囲確認及び遺構の確認を目的とする調査を実施し、平成２（1990）年３月に『甲斐国分寺跡－寺域及び遺構確認を目的とした緊急発掘調査報告書』が刊行された。

また、保存管理計画に沿って民有地の公有化に取組み、平成 10（1998）年からは、現在の国分寺とその檀家の協力の下、現存する近世以降の寺院建物や付属の墓地の移転が段階的に進められることとなった。この間、現在の国分寺は移転用地を取得し、移転作業が行われ平成 18（2006）年度に墓地の移転が終わり、作業が完了した。これをうけて笛吹市は、平成 18 年度に『甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡整備基本構想』（以下、「基本構想」という）を策定し、重要な文化遺産である当史跡を確実に保存し活用するための基本的な考え方を示した。

この基本構想に基づき、平成 20（2008）年度より、國分寺の薬師堂付近であり、また甲斐国分寺の中心伽藍地区である金堂跡、講堂跡及び回廊跡、中門跡の調査を実施し、昭和 45（1970）年の県教委の調査で確認された金堂跡の地覆石や石敷等の重要遺構を再確認し、また新たな遺構を発見した。これらの調査成果は平成 23（2011）年に『国指定史跡 甲斐国分寺跡Ⅰ－金堂跡の発掘調査－（笛吹市の古代寺院①）』として概要報告をし、平成 24（2012）年には『甲斐国分寺跡－金堂跡確認調査の概要報告書』を刊行した。講堂跡、回廊跡の調査成果については平成 25（2013）年９月に『国指定史跡 甲斐国分寺跡Ⅱ－講堂跡・回廊跡の発掘調査－（笛吹市の古代寺院②）』として概要報告を行った。全体を総括する報告書として、『史跡甲斐国分寺跡－史跡整備のための伽藍中枢部の遺構確認調査報告書－』を令和２（2020）年に刊行した。

基本構想の策定以降、平成 25（2013）年度に整備基本計画の策定に向けての準備を行い、平成 26（2014）年度、平成 27（2015）年度の２カ年で市単費による『史跡甲斐国分寺跡・国分尼寺跡整備基本計画』（以下「整備基本計画」という）を策定した。整備基本計画に基づき、第一期暫定整備工事の実施設計を平成 28（2016）年度に行い、平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度にかけて、見学者の安全確保と中心伽藍遺構の顕在化を目的とした市単費の整備工事を行った。

その後社会経済情勢の変化をうけ、地域における文化財の計画的な保存・活用に取り組む必要があるとされ、平成 31（2019）年４月に文化財保護法が改正・施行された。これを踏まえ、令和４（2022）

年度から令和５（2023）年度に保存管理計画と基本構想を統合して『史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡保存活用計画』（以下、「保存活用計画」という）を策定し、史跡の本質的価値を共有するとともに、その価値を確実に未来へ継承していくための方法や、活用、整備、管理運営の方向性等を定め、具体化する整備基本計画を策定することとなった。

第２節　計画の目的

本計画は、笛吹市のみならず、我が国を代表する歴史的文化遺産の価値を有する甲斐国分寺跡を将来に渡って守り、継承するための整備、及び、史跡の持つ価値や特色を活かすための整備の基本的な方針や手法、実現への道筋を明確に示すことを目的とする。

本計画の対象範囲は、史跡指定地内とする。また、史跡と密接な関係がある周辺部については、必要に応じて史跡周辺として本計画の中で扱うこととする。

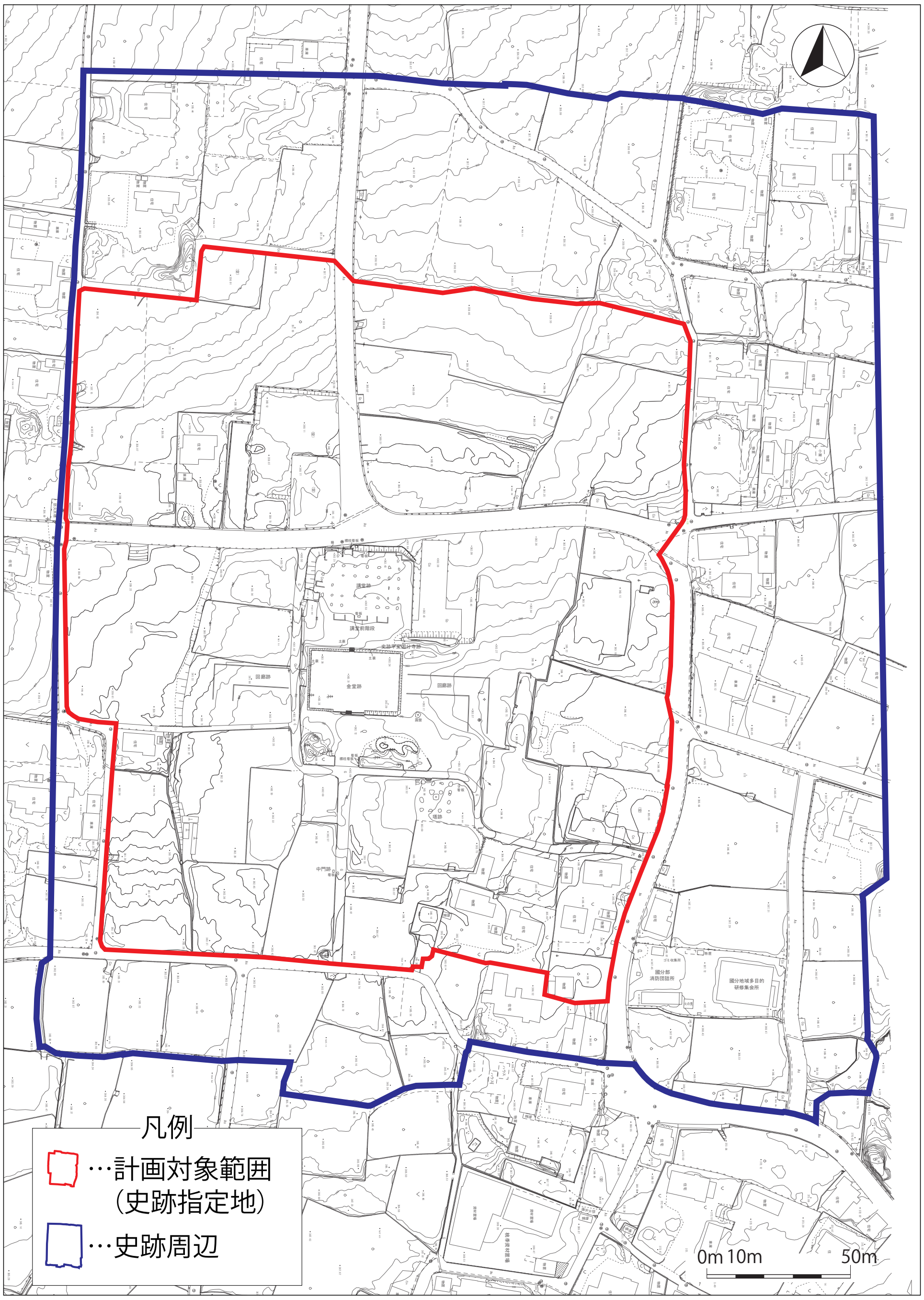

図＿甲斐国分寺跡史跡指定範囲及び周辺範囲

第3節　委員会の設置

1　史跡甲斐国分寺跡整備基本計画検討委員会

本計画を策定するに当たり「史跡甲斐国分寺跡整備基本計画検討委員会」（以下、「委員会」という）が設けられ、審議等が行われた。委員会は、学識経験者、地元の関係機関等で構成し、文化庁文化資源活用課、山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課、山梨県埋蔵文化財センター史跡資料活用課の指導助言を受けた。

表 _ 史跡甲斐国分寺跡整備基本計画検討委員

	氏名	備考
委員①（学識経験者）	◎末木　健	山梨県文化財保護審議会委員
	須田　勉	元国士舘大学教授
	佐藤　信	東京大学名誉教授
	大隅　清陽	山梨大学教授
	十菱　駿武	元山梨学院大学客員教授
	田畑　貞寿	千葉大学名誉教授
	大山　勲	山梨大学教授
委員②（関係機関）	○芦田　宗興	護國山國分寺　住職
	久保島　修	国分尼寺跡地権者会代表
	白澤　良仁	国分区長（令和６年度）
	深山　和彦	国分区長（令和７年度）
	鈴木　昌樹	東原区長（令和６年度）
	古川　和弘	東原区長（令和７年度）
	雨宮　正幸	一宮町観光協会会長
	海口　真弓	笛吹市観光物産連盟事務局長
	石倉　絹子	笛吹市社会教育委員の会議・議長
オブザーバー	小野　友記子	文化庁　文化資源活用課　整備部門調査官
	正木　季洋	山梨県観光文化・スポーツ部　文化振興・文化財課　埋蔵文化財担当
	北澤　宏明	山梨県観光文化・スポーツ部　文化振興・文化財課　埋蔵文化財担当（令和６年度）
	岩永　祐貴	山梨県観光文化・スポーツ部　文化振興・文化財課　埋蔵文化財担当（令和７年度）
	網倉　邦生	山梨県埋蔵文化財センター　史跡資料活用課
参与	長澤　宏昌	笛吹市文化財保存整備委員会会長
事務局（笛吹市教育委員会）	望月　栄一	教育委員会教育長
	太田　孝生	教育委員会教育部長（令和６年度）
	手塚　克已	教育委員会教育部長（令和７年度）
	角田　幸侑治	教育委員会文化財課長
	橘田　俊明	教育委員会文化財課国分寺跡整備担当（令和６年度）
	吉原　隆	教育委員会文化財課国分寺跡整備担当（令和７年度）
	江草　俊作	教育委員会文化財課国分寺跡整備担当

◎…委員長、○…副委員長

2　関係課長会議

本計画を策定するに当たり「関係課長会議」が行われた。関係課長会議は､総合政策部政策課長、総合政策部財政課長、建設部まちづくり整備課長、産業観光部観光商工課長、総務部一宮支所長で構成し、委員会に先立ち意見・提案を受けた。

3　審議等の経過

委員会は全８回開催された。また、その他審議等も含めた経過は次のとおりである。

No.	日付	種類	場所	内容
1	令和６年３月13日	文化庁協議	オンライン	■整備基本計画の策定について ■史跡の概要と本質的価値について ■保存活用計画における大綱・基本方針、整備の方向性について
2	令和６年４月24日	文化庁協議	オンライン	
3	令和６年４月24日	市長協議（課題）	笛吹市会議室	
4	令和６年５月13日	第１回検討委員会	笛吹市会議室	
5	令和６年６月27日	文化庁協議	オンライン	■現状と課題について ■整備基本理念・基本方針について ■全体計画と地区区分について
6	令和６年７月18日	第１回関係課長会議	笛吹市会議室	
7	令和６年８月８日	市長協議（懸案①）	笛吹市会議室	
8	令和６年８月16日	文化庁協議	オンライン	
9	令和６年８月28日	第２回検討委員会	笛吹市会議室	
10	令和６年９月９日	文化庁協議	オンライン	■遺構保存に関する計画について ■遺構の修復に関する計画について ■動線計画について ■地形造成に関する計画について ■遺構の表現に関する計画について
11	令和６年10月１日	第２回関係課長会議	笛吹市会議室	
12	令和６年10月30日	市長協議（懸案②）	笛吹市会議室	
13	令和６年11月５日	文化庁協議	オンライン	
14	令和６年11月11日	第３回検討委員会	笛吹市会議室 現地	
15	令和６年11月20日	文化庁協議	現地	■遺構の表現に関する計画について ■修景及び植栽に関する計画について ■案内・解説施設に関する計画について
16	令和６年12月24日	第３回関係課長会議	笛吹市会議室	
17	令和７年１月15日	市長協議（懸案③）	笛吹市会議室	
18	令和７年２月５日	文化庁協議	オンライン	
19	令和７年２月14日	第４回検討委員会	笛吹市会議室	
20	令和７年３月24日	文化庁協議	書面	■公開・活用に関する計画について ■管理・運営に関する計画について ■管理施設及び便益施設に関する計画について
21	令和７年３月25日	第４回関係課長会議	笛吹市会議室	
22	令和７年４月21日	市長協議（懸案④）	笛吹市会議室	
23	令和７年５月７日	文化庁協議	オンライン	
24	令和７年５月19日	第５回検討委員会	笛吹市会議室	

No.	日付	種類	場所	内容
25	令和７年５月28日	文化庁協議	オンライン	■公開・活用及びそのための施設に関する計画について ■周辺地域の環境保全に関する計画について ■地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画について ■整備事業に必要となる調査等に関する計画について ■事業計画について
26	令和７年５月29日	第５回関係課長会議	笛吹市会議室	
27	令和７年７月18日	市長協議（懸案⑤）	笛吹市会議室	
28	令和７年７月22日	文化庁協議	オンライン	
29	令和７年８月４日	第６回検討委員会	笛吹市会議室	
30	令和７年８月18日	文化庁協議	オンライン	■完成予想図について ■前回までの内容に係る検討事項について
31	令和７年８月26日	第６回関係課長会議	笛吹市会議室	
32	令和７年10月８日	市長協議（懸案⑥）	笛吹市会議室	
33	令和７年10月14日	文化庁協議	オンライン	
34	令和７年10月21日	第７回検討委員会	笛吹市会議室	
35	令和年月日	文化庁協議	オンライン	
36	令和年月日	第７回関係課長会議	笛吹市会議室	
37	令和年月日	市長協議（懸案⑦）	笛吹市会議室	
38	令和年月日	文化庁協議	オンライン	
39	令和８年２月17日	第８回検討委員会	笛吹市会議室	

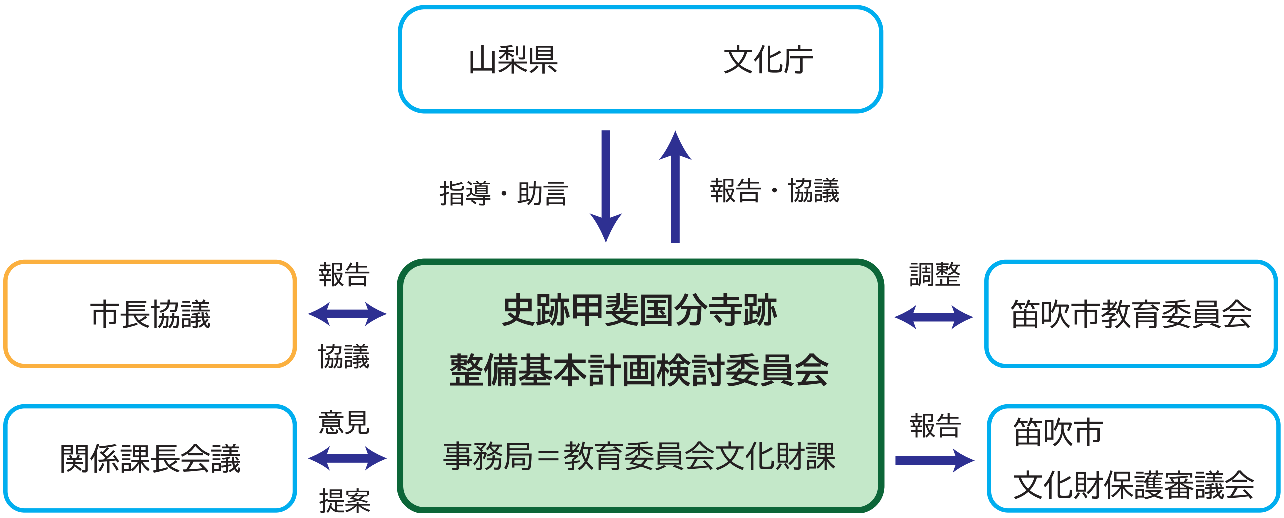

図＿組織関係図

第 4 節　関連計画との関係

甲斐国分寺跡の保存 ・ 活用を目的とした整備における骨子となる指針として、『第三次笛吹市総合計画』 及び 『山梨県文化財保存活用大綱』 の二つを上位計画とする。 また、『史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡保存活用計画』は、個別計画として史跡の整備・活用における基本方針を示すものである。

本計画は、これらの上位・関連計画に沿うものとし、計画の位置づけを明確にするために、各計画との関連性を以下に示す。

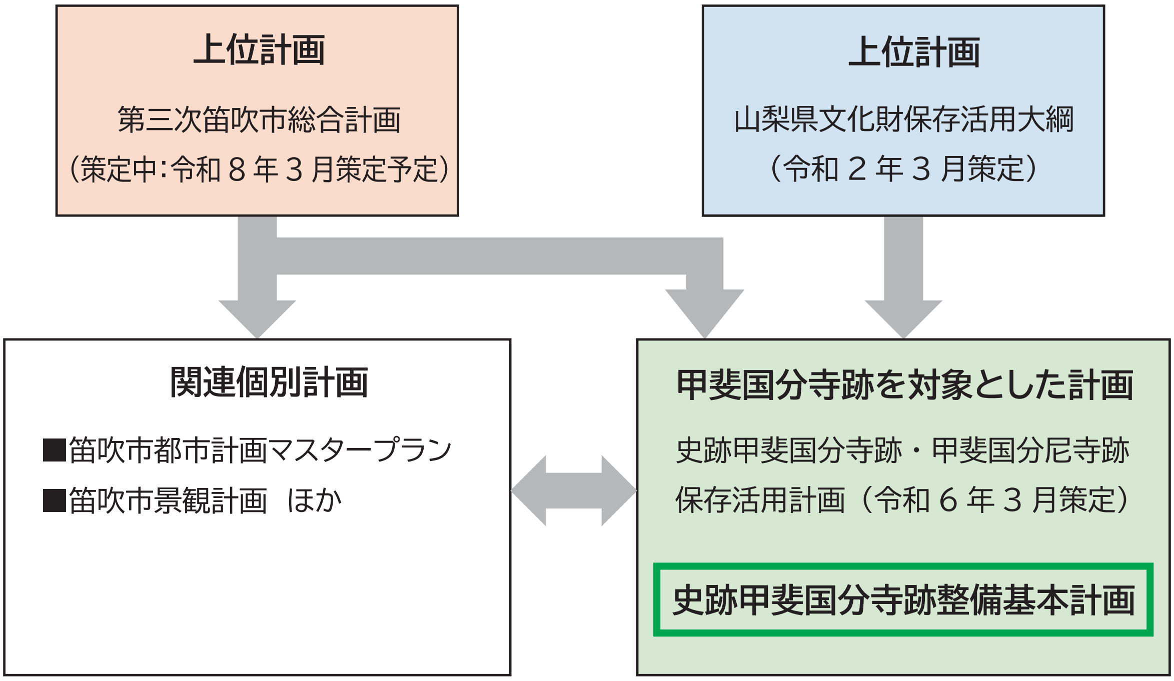

図＿計画関係概念図

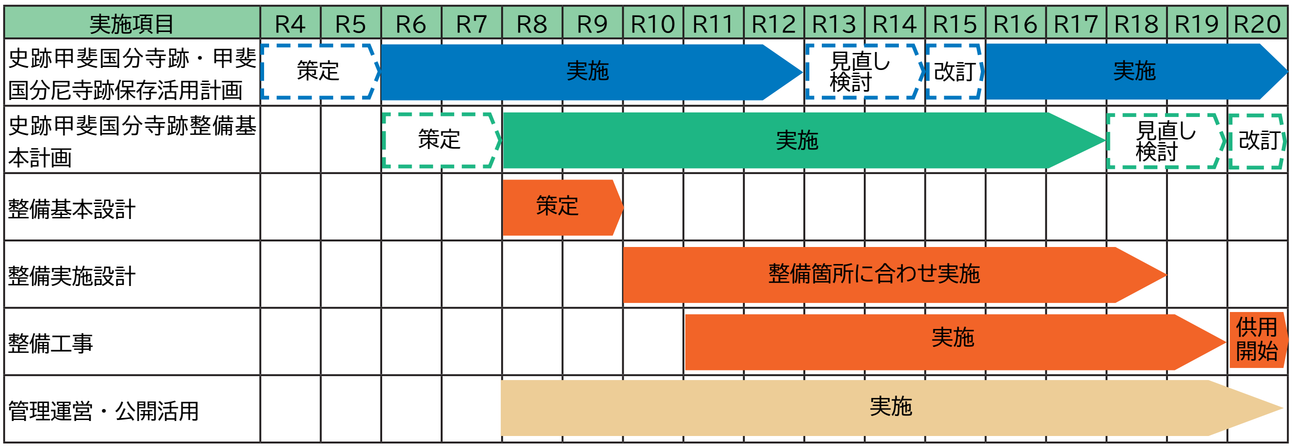

図＿整備計画スケジュール

1　第三次笛吹市総合計画（策定中：令和 8 年 3 月策定予定）

総合計画は、市の全ての計画の最上位に位置付けられる計画である。全ての計画の方向性を示すものであり、各事業計画はこれに基づき策定される。目指すべき市の将来像や基本目標、それを実現するための施策等を定め、総合的かつ計画的な市政運営を行うための中長期的な指針となる。

本市では、平成30年3月に策定した第二次笛吹市総合計画において、市の将来像を「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」と掲げ、その実現に向け施策の展開を図っている。第二次笛吹市総合計画の計画期間が令和7年度末に終期を迎えることから、現在、令和8年度を始期とする第三次笛吹市総合計画の策定を進めている。

本計画は、現在策定を進めている第三次笛吹市総合計画とも整合を図ることを前提として策定する。

2　山梨県文化財保存活用大綱（令和 2 年 3 月策定）

『山梨県文化財保存活用大綱』は、文化財保護法第 183 条の 2 第 1 項の規定に基づき、山梨県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の方向性を示すものとして策定された。

文化財を次世代へ着実に継承するとともに、まちづくりや地域振興への更なる活用を図るため、現状や課題を踏まえた文化財行政のあり方や文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確にすることが必要となっている。そのため、これまでの文化財を保護する取組みに加え、更なる文化財の保存・活用を進めていく上で求められる共通の基盤・指針とするものである。

将来像に「行政や文化財所有者だけでなく、民間団体など多様な関わりによる地域一体の取組みにより文化財の保存が図られ、まちづくりや地域振興へ活用されている。」と掲げ、達成するため県と市町村の連携をはじめ、広域連携、様々な関係者の連携による取組みが求められている。

また、大綱の中では、県が主体となって講じる措置、県内市町村への支援方針についても記載されている。

3　笛吹市都市計画マスタープラン（平成 21 年 3 月策定、令和 3 年 3 月改定）

『笛吹市都市計画マスタープラン』（以下「都市マス」という）は『第一次笛吹市総合計画』や『山梨県都市計画区域マスタープラン』に即しつつ、20 年後の笛吹市を見据え、都市のあるべき姿（土地利用、交通、観光、環境、景観等）、都市施設や生活環境など、まちづくりの様々な分野にいたる総合的な指針を示すものとして策定された。

計画策定から概ね 10 年が過ぎ、上位計画・関連計画の策定や見直し、また策定当初には想定されなかった社会経済情勢の変化が生じたことから、その対応に向けた新たな取組みが必要とされた。そのため、上位計画・関連計画、社会的背景を踏まえ、今後の社会経済情勢を見据えた実効性のあるまちづくりを進めるため、新たな都市の将来像の具現化と、まちづくり施策を総合的・一体的に推進することを目的に当該計画の見直し・改訂が行われた。

計画は「全体構想」「地域別構想」及びこれらを推進するための「計画の実現に向けて」の３つ

の項目から構成されており、「まちづくりの将来像」や「分野別まちづくり方針」が示されている。

史跡周辺の土地利用については、「文化拠点及び歴史文化拠点」「水と緑の拠点（歴史文化系）」とされている。また、「代表的な歴史的景観資源の保全とまちづくりへの活用」の中で、「歴史的建造物等の保全と活用」として甲斐国分寺跡が挙げられている。

4　笛吹市景観計画（平成 25 年 3 月策定）

『笛吹市景観計画』は、景観法に基づき、景観形成を総合的かつ計画的に推進するため策定された笛吹市の景観形成に関する総合的な計画である。計画の基本的な考えとして、広く市民の意見を反映し、景観形成の理念や目標、景観形成の方針、実現に向けた取組みなどを定めている。また、景観に関する市民、事業者、行政等の協働の指針をつくることも目的としている。

整備基本計画に関係する事項として、歴史文化的景観やその魅力を高め、継承していくために、甲斐国分寺跡も史跡公園として整備を行っていくことが記されている。また、固有の景観資源としてだけでなく、周辺景観との一体的な修景を図るよう努めるとされている。

5　笛吹市教育大綱（平成 28 年 4 月策定、令和 6 年 3 月改定）

『笛吹市教育大綱』は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１条の３第１項に基づき策定された。教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策の基本計画として、７つの基本目標と方針を定めている。

基本目標４では地域との連携・協働による教育への取組み方針、基本目標７では市内の貴重な歴史的・文化的遺産を活用し郷土愛を育むことがそれぞれ示されている。また、そのための文化財や史跡について保護や管理に努め、学ぶ機会の提供、次世代への継承を推進するとされている。

6　第三次笛吹市社会教育計画（令和 5 年 3 月策定）

『第三次笛吹市社会教育計画』は、教育基本法及び社会教育法に基づき、本市が社会教育に関する施策を関係機関等と連携を図りながら、総合的に推進するための指針として策定された。

第二次笛吹市総合計画における社会教育に関係が深い２つの施策「子育てしやすいまちづくり」「人と文化を育むまちづくり」と、社会教育に関連する３つの取組の方向性「未来を担う青少年を育む環境づくり」「人生を彩る生涯学習の推進」「地域文化の普及と活用への取組の推進」に基づき、基本理念実現に向けた具体的取組みを示している。

具体的取組みとしては、文化財の保存及び管理に関する取組みのほか、文化財の周知や活用に向けた取組み、市民や来訪者が歴史文化を学ぶ機会の充実を図ることなどを掲げている。

7　笛吹市緑の基本計画（平成 23 年 3 月策定）

『笛吹市緑の基本計画』は、都市公園等の整備、公共施設や民有地の緑化、緑の普及・啓発活動を総合的、計画的に推進し、生活の豊かさを実感できる花と緑に包まれた潤いあるまちづくりを目指し策定された。

計画の中で、甲斐国分寺跡周辺は緑の歴史・文化拠点として設定されている。また、桃源郷の美しい景観や甲斐国千年の都の歴史・文化的景観を誇り・守ることが主要施策として挙げられている。

8　第 3 次笛吹市観光振興計画（令和 5 年 3 月策定）

令和２（2020）年以降、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し観光需要が大きく減少したが、令和４（2022）年以降は、国内の感染症対策の緩和、イベント等の再開がされてきている。このような中で、観光産業を取り巻く国内外の状況の変化を的確に把握し、本市の観光振興の方向性を示すため、『第3次笛吹市観光振興計画』が策定された。

「ここにしかない出会いがあります　笛吹市」をテーマに掲げ、６つの基本方針と具体的施策を設定している。計画では、豊富な地域資源を磨き上げ、観光客だけでなく市民一人ひとりが身近な地域の魅力を再発見し、郷土への誇りと自信を育むことができるよう、本市の魅力を広く発信していくとされている。

具体的な施策としては、「点」と「点」を結ぶ２次交通の整備や自ら体験し考える「教育旅行」の推進、体験型ツーリズムの検討・実施、外国語対応環境の整備等が挙げられている。

9　史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡保存活用計画（令和 6 年 3 月策定）

社会経済情勢の変化を受け、地域における文化財の計画的な保存・活用に取り組む必要があることから、平成 31（2019）年４月に文化財保護法が改正・施行された。これに伴い、文化財保護の基本となる法定計画として、史跡の保存・活用・整備のマスタープランである『史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡保存活用計画』が策定された。

大綱は「古代甲斐国の歴史的景観を今に伝える　史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の価値や特色を市民と共に守り、活かし、未来へ繋ぐ」としている。この考え方を基に保存のための整備、活用のための整備のそれぞれについて方向性を示している。

第 5 節　計画の実施及び見直し

本計画は、令和８（2026）年度から令和 20（2038）年度を計画期間とし、社会経済情勢の変化等により適時計画内容の見直しを行うものとする。

また、調査・研究により新たな成果があった際には、必要に応じて修正を行うものとする。